每週月.水.金曜日発行

第4765号

	Ħ	次 ————	
規則	_		
規則	書面の保存等にお	:法施行規則の一部を改正する おける情報通信の技術の利用に	1
告 示			
<ul><li>○富山県総合体育センターの</li><li>○道路の区域変更</li><li>○道路の供用開始</li><li>○指定代理納付者の指定</li></ul>	利用料金の額等に	こついての一部改正	5 6 7 9
○道路の位置の指定			
○指定障害児通所支援事業者の ○都市計画事業の事業計画の			10
○令和3年度管理理容師資格	認定講習会及び管	<sup>管理美容師資格認定講習会</sup>	11
公 告 ○公共測量の実施 ○基本測量の実施 ○景観づくり住民協定の公表			12 13
○都市計画事業の施行			15

**VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV** vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県行政書士法施行規則及び富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則を 次のように定め、公布する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 朗 田 八

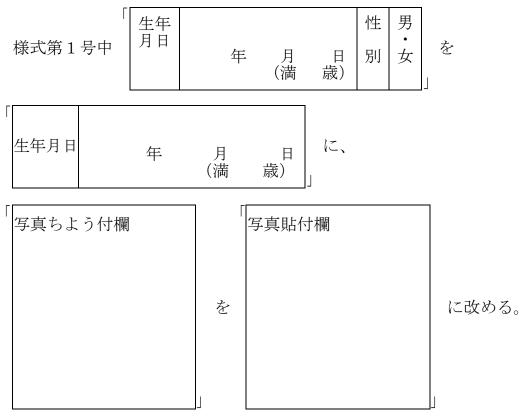
#### 富山県規則第11号

富山県行政書士法施行規則及び富山県建築士法施行規則の一部を改正 する規則

(富山県行政書士法施行規則の一部改正)

第1条 富山県行政書士法施行規則(昭和26年富山県規則第16号)の一部を次のよ

うに改正する。



(富山県建築士法施行規則の一部改正)

第2条 富山県建築士法施行規則(昭和25年富山県規則第 108号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「、生年月日及び性別」を「及び生年月日」に改める。 別記様式第1号の(表面)中

Γ	本第	籍			性別	男	] 🗆	女□	を			
Γ	本第	籍							に改	める。		
	別	記様式第2	号の3の(表	(面)中								
Γ		生年月日		年	月	日			年	月	日	
		性別										
を	•											
Γ		生年月日		年	月	日			年	月	日	

3

に、 写真ちよう付欄 を 写真貼付欄 に

改め、同様式の備考1中「写真ちよう付欄」を「写真貼付欄」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式の備考3中「はり」を「貼り」に改め、同様式の(裏面)中「富山県収入証紙ちよう付欄」を「富山県収入証紙貼付欄」に改める。

別記様式第3号の(表面)中

Γ	登録年月日	年 月	日性別 男口	女□」を	
Γ	登録年月日		年	月月」に、	
Γ	写真ちよう付欄	を	写真貼付欄	に改め、	司様式の備考1中

「写真ちよう付欄」を「写真貼付欄」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式の備考3中「はり」を「貼り」に改め、同様式の(裏面)中「富山県収入証紙ちよう付欄」を「富山県収入証紙貼付欄」に改める。

別記様式第3号の2中

「 ふ 建	りがな 築士の氏名			生年月日	年	三月	日性	生別	男口	女□	を
「 ふ 建	りがな 築士の氏名				生年月	月日		年	E J	目 日	に」
改め	る。										
別	記様式第3	号の3中	Γ	年 月	日生-	性男口	+	別	- を		



附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、 所要の調整をして使用することができる。

(文書総務課)

富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第12号

富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

第1条 富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 関する規則(平成19年富山県規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1富山県食品衛生条例(平成11年富山県条例第53号)の項中「富山県食品衛生条例」を「富山県食品衛生条例の一部を改正する条例(令和2年富山県条例第18号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の富山県食品衛生条例」に、「別表第1第1項第6号キ(ウ)」を「別表第2第1項第8号ケ(ウ)」に改め、同表富山県社会福祉法施行規則(昭和27年富山県規則第44号)の項を削る。

別表第2富山県食品衛生条例の項中「富山県食品衛生条例」を「富山県食品衛 生条例の一部を改正する条例(令和2年富山県条例第18号)附則第2項の規定に

よりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の富山県食品衛生条 例」に、「別表第1第1項第6号キ(り)」を「別表第2第1項第8号ケ(り)」に改め、 同表富山県社会福祉法施行規則の項を削る。

第2条 富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1富山県食品衛生条例の一部を改正する条例(令和2年富山県条例第18 号) 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改 正前の富山県食品衛生条例(平成11年富山県条例第53号)の項及び別表第2富山 県食品衛生条例の一部を改正する条例(令和2年富山県条例第18号)附則第2項 の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の富山県食 品衛生条例の項を削る。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年6月1 日から施行する。

(情報政策課)

示 **VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV** 

#### 富山県告示第133号

富山県総合体育センターの利用料金の額等についての一部改正につい 7

富山県総合体育センターの利用料金の額等について(平成25年富山県告示第 150 号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月24日

田八 富山県知事 新 朗

1の表DVDレコーダーの項の次に次のように加える。

デジタル配信設備セット (カメラ1台付)	1式1回	2, 580
デジタル配信設備セット (カメラ2台付)	1式1回	3, 600

(スポーツ振興課)

## 富山県告示第134号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号) 第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月24日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年3月24日

富山県知事新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員メートル	延 長メートル	縦覧場所
国道	富山市八尾町内名字南谷 964番から		最大 6.7 最小 4.2	157. 0	富山土木
471号	富山市八尾町内名字南谷 827番1まで	変更後	最大 11.3 最小 5.1	157. 0	センター
主要地方道	富山市婦中町広田4471番 地先から 富山市八尾町杉田3217番 まで	水田光	最大 17.5 最小 6.3	613. 0	富山土木
富山八尾線	富山市婦中町広田4376番から 富山市八尾町杉田 631番 2まで	亦再徑	最大 17.5 最小 10.0	613. 0	センター
主要地方道	富山市西宮字中稲割 117 番 9 から	変更前	最大 19.1 最小 10.3	25. 0	富山土木
富山港線	富山市西宮字中稲割 122 番32まで	変更後	最大 19.1 最小 10.3	25. 0	センター
県道 舘本郷添島線	富山市婦中町道場1051番から	変更前	最大 7.8 最小 7.0	72.4	富山土木 センター

	富山市婦中町道場 862番まで	変更後	最大最小	8. 9 7. 5	72. 4	
県道	富山市山田今山田字安野 1839番から	変更前	最大最小	12. 7 4. 5	340.0	富山土木
山田湯谷線 富山市山田今山田字上尾 上 766番まで	変更後	最大最小	18. 7 4. 5	340.0	センター	
主要地方道	中新川郡舟橋村舟橋字越前66番15から	変更前	最大最小	15. 8 8. 9	123. 1	富山土木センター
富山上市線	由報川	変更後	最大最小	16. 1 9. 3	123. 1	立山土木事務所
主要地方道	中新川郡舟橋村下国重字 有金 108番2から	変更前	最小	11. 1 10. 0	59. 5	富山土木 センター
富山上市線	中新川郡舟橋村国重 309 番地先まで	変更後	最小	11. 7 10. 8	59. 5	立山土木 事務所
主要地方道	高岡市戸出春日 604番から 高岡市戸出春日 551番ま	変更前	最大最小	16. 9 6. 7	573. 0	高岡土木
高岡庄川線	高岡市戸出春日 551番ま  で 	変更後	最小	16. 9 10. 9	573. 0	センター

# 富山県告示第135号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条

第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月24日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年3月24日

富山県知事新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 471号	富山市八尾町内名字南谷 964番から 富山市八尾町内名字南谷 827番1まで	令和3年3月24日	富山土木センター
主要地方道富山八尾線	富山市婦中町広田4376番から 富山市婦中町広田4308番まで	令和3年3月24日	富山土木センター
主要地方道富山港線	富山市西宮字中稲割 117番 9 から 富山市西宮字中稲割 122番32まで	令和3年3月24日	富山土木センター
県道 舘本郷添島線	富山市婦中町道場1051番から 富山市婦中町道場 862番まで	令和3年3月24日	富山土木センター
県道 山田湯谷線	富山市山田今山田字安野1839番から 富山市山田今山田字磯谷15番3まで	令和3年3月24日	富山土木センター
主要地方道富山上市線	中新川郡舟橋村舟橋字越前66番15から 中新川郡舟橋村舟橋字新吉島19番2ま で	令和3年3月24日	富山土木 センター 立山土木 事務所
主要地方道富山上市線	中新川郡舟橋村下国重字有金 108番 2 から 中新川郡舟橋村国重 309番地先まで	令和3年3月24日	富山土木 センター 立山土木 事務所
主要地方道高岡庄川線	高岡市戸出春日 604番から 高岡市戸出春日 551番まで	令和3年3月24日	高岡土木センター

#### 富山県告示第136号

指定代理納付者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231号の2第6項に規定する指定代理納付 者を指定したので、富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第29条の2の規 定により告示する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

自動車税の種別割(指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払 システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。)

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 富山県告示第137号

道路の位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置 を次のように指定した。

令和3年3月24日

富山県知事 新  $\blacksquare$ 八 朗

活	路番号	調	i 員 延 長 道路の位置			
地	<b>但</b> 阿雷 7	(メートル)	(メートル)	始点の地名地番	終点の地名地番	指定年月日
	1	6. 00	56. 48	黒部市立野 233 番 2 地先	黒部市立野 233 番 1	令和3年 1月4日
	2	6. 00	43. 30	黒部市立野 235 番 1	黒部市立野 233 番 1	令和3年 1月4日

3	14. 20	75. 20	射水市新堀9番	射水市新堀9番	令和3年 2月3日
---	--------	--------	---------	---------	--------------

#### 富山県告示第138号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害児 通所支援の	指定年月日	日事業所番号	申請	青者	事業所		
種類	16亿十万口	<b>尹</b> 未川省 5	名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	
放課後等デ イサービス	令和3年4 月1日	1650200312	社会福祉法 人くるみ	高岡市佐野 548番地2	チャイルド サポートえ る・こぱん	高岡市佐野 548番地 2	
児童発達支援、放課後等デイサービス	令和3年4 月1日	1650800111	株式会社マ ルチビジョ ン	砺波市太郎 丸三丁目98 番地 1	オンライン 2.0	砺波市太郎 丸三丁目98 番地1太郎 丸スクエア C号室	

#### 富山県告示第139号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

- 都市計画事業の種類及び名称 富山南都市計画下水道事業 富山公共下水道
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 昭和55年3月6日から 令和5年3月31日まで

### 富山県告示第140号

令和3年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会 について

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項及び美容師法(昭和32年法 律第 163号) 第12条の3第2項の規定により令和3年度管理理容師資格認定講習会 及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、告示する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 八  $\blacksquare$ 朗

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 講習日程及び講習科目

日程	年月日		午前				午後		
第1日	令和3年11月22日	公衆衛生	1時間	衛生管理	2時間	公衆衛生	3時間		
第2日	令和3年11月29日	衛生管理		3時間		衛生管理	3時間		

第3日	令和3年11月30日	衛生管理	3時間	衛生管理	3時間
計		18時間			

- 3 受講料 16,000円
- 4 受講予定人員 管理理容師 5名管理美容師 55名
- 5 講習会場の名称及び所在地
  - (1) 名称 富山県農協会館
  - (2) 所在地 富山市総曲輪2番21号
- 6 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

# **公** 告

#### 公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中日本高速道路株式会社金沢支社富山高速道路事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
  - 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間
  - 令和3年1月4日から令和3年10月21日まで
- 3 作業地域
  - 富山県 南砺市 成出、楮

#### 基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第 188号) 第14条第1項の規定により、国土地理院長から 次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公 示する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 八 朗  $\blacksquare$ 

1 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

2 作業期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 作業地域

富山県全域

# 景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例(平成14年富山県条例第45号)第13条第1項の規定により、次の とおり景観づくり住民協定(以下「協定」という。)を締結した旨の届出があった ので、同条第2項の規定により公表する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 協定の名称

中野第8区散居景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合 わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで魅 力あるまちづくりを進めることを目的とする。

- 3 協定の対象となる区域
  - 砺波市中野第8区の区域(別紙図面のとおり)
- 4 協定の内容

- (1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう砺波市景観まちづくり計 画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。
- (2) 協定者は、建築物の敷地内の緑化及び樹木等の適正な維持管理を行うものと し、各号の基準を遵守するものとする。
  - ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損、危険な樹木又は自家の生活の用に必要な樹 木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ3メ ートル以上となる樹木(伐採した樹木と同数)の植栽を行う。
  - イ 敷地内に高さ3メートル以上となる樹木を3本以上保有する。3本以上保 有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算し て1年以内に植栽する。
  - ウ 本協定区域内に住む高齢者や障がい者等が自ら行うことが困難な樹木の管 理や落ち葉の処理等を共同して行う。
- (3) 協定者は、建築物の新築、移転、増築、改築又は模様替えを行う場合には、 位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。 ア 建築物の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観 まちづくり計画に定める推奨色とする。
  - イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波 市景観まちづくり計画に定める推奨色とする。
  - ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に 調和してまとまりのあるものとする。
- (4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものと する。
- (5) 協定者は、協定区域内(空き家を含む。)の美化(除草・清掃活動、花植え 活動)に努めるものとする。
- (6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するよ うに努めるものとする。
- 協定締結年月日 令和3年1月4日
- 協定有効期限

令和13年1月3日

(「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置いて 縦覧に供する。)

#### 都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和43年法律第 100号)第66条の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 都市計画事業の種類及び名称 富山高岡広域都市計画道路事業 3・4・213号 東岩瀬線
- 2 施行者の名称 富山県
- 3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課 富山市舟橋北町1番11号 富山県富山土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 富山県富山市蓮町一丁目 地内 使用の部分 富山県富山市蓮町一丁目 地内

令和3年3月24日印刷発行

発 行 富

山 県